

## 紀宝町障害者活躍推進計画

機関名	紀宝町
任命権者	町長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
紀宝町町長部門における障害者雇用に関する課題	<p>町長部門においては、法定雇用率が平成28年度から未達成の状況となっている。このため、法定雇用率達成に向け、正規職員の障害者雇用の募集を行うなど、積極的な採用活動を行っているが、申し込みがない状態が続いている。また、令和元年度には、職員の雇用を非常勤職員に拡大し、採用活動を行っているところである。</p> <p>令和4年度までに、法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（令和4年6月1日時点） 2.60%</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 0.73%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課人事担当者を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、回覧等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者なった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習の受け入れについて、検討する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からの受入れを実施する。</li> </ul> <p>○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を行う。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等から物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

作成 令和2年3月19日